

**一般社団法人
ファイナンシャル・アドバイザー協会
懲戒規程**

(懲戒対象となる行為)

第1条 協会の会員の資質を高度に保つため、会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会は、理事会の決議を経て当該会員に対し、この規程に定める懲戒処分を行う。

- (1) 協会が定める定款、会員規程その他の各規程・規則等又は刑事法規に反する行為
- (2) 協会の名誉又は信用を毀損し、その他会員としての品位を損なう行為をしたとき。
- (3) その他、理事会が客観的に考慮して必要不可欠、かつ、妥当と判断した場合。

(懲戒処分の形式)

第2条 会員の懲戒対象となる行為を認定した場合、理事会は、当該会員に対して次の処分を行う。

- (1) 口頭又は文書での改善勧告（訓告）
- (2) 文書での厳重注意（戒告）
- (3) 除名

(事実の調査と弁明の機会)

第3条 理事会は、懲戒処分を行う場合、事実の調査、事案の審議を公正かつ中立に行うとともに、当該会員の弁明を聴取する等反証の機会を与えなければならない。

(処分等の通知)

第4条 理事会は、会員に対する処分を行った場合には、その内容を速やかに文書で当該会員に通知しなければならない。なお、受領を拒む等通知が困難なときは届出済みの住所宛に発送することで足りるものとする。

- 2 理事会は、会員に対して処分を行った場合には、理事会の判断により会員総会に報告する場合がある。
- 3 理事会は、懲戒対象となった行為の再発防止のための対策を講じなければならない。

(不服の申立て)

第5条 懲戒処分を受けた会員は、理事会に対して不服の申立てをすることができ

る。

2 不服の申立ては、懲戒処分の特定及び不服の理由を記載した文書をもって行わなければならない。

3 不服の申立ては、懲戒処分が第4条に定める通知がなされた日から14日以内に発信しなければならない。

4 理事会は、不服の申立てを受けたときには速やかに審査を行い、文書で回答しなければならない。

5 不服の申立てを行った会員は、同一事案について重ねて不服を申し立てるることはできない。

6 理事会は、不服の申立てに対する審査により懲戒処分を変更した場合、その変更を社員総会に報告する場合がある。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

以上

制定： 令和2年4月1日